# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
37	小児医療費助成に関する事務 基礎項	目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、小児医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

藤沢市長

### 公表日

令和7年10月14日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

①車数の夕 <del>五</del>	小児医療費助成に関する事務				
①事務の名称 	3.55—11105 11111 11111 11111 11111 11111				
	藤沢市小児医療費助成条例及び藤沢市小児医療費助成条例施行規則、小児医療費助成事業実施要綱(神奈川県)に基づき、小児に係る医療費の一部を助成することにより、小児の健全な育成を支援し、小児の福祉の増進を図る。				
	藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定及び藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(以下「番号条例」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。				
	(1)医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務				
②事務の概要	(2)医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 (3)医療受給資格等の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 (4)医療証の返還に関する事務 (5)Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象				
	者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が				
	可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。				
	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、医療サブシステム)				
③システムの名称	団体内統合宛名システム 中間サーバー Public Medical Hub (PMH)				
2. 特定個人情報フ	イル名				
ト児医療費助成情報フ	アイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第2項、第19条6号 番号条例第3条第1項及び別表第3の項				
4. 情報提供ネットワ	ークシステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
	番号法第19条第9号				
5. 評価実施機関における担当部署					
 ①部署	子ども青少年部 子育て給付課 庶務・医療費給付担当				
②所属長の役職名	子育て給付課長				
6. 他の評価実施機					

 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

 請求先
 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567

 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

 連絡先
 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 子ども青少年部 子育て給付課 庶務・医療費給付担当 0466-50-3580

 9. 規則第9条第2項の適用
 [ ]適用した

 適用した理由
 [ ]適用した

#### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 10万人以上30万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			年9月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和7年9月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

#### Ⅳ リスク対策

不正な提供が行われるリス

クへの対策は十分か

[

#### 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 [ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ] 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記 載されている。 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) <選択肢> 1) 特に力を入れている 目的外の入手が行われるリ 十分である 1 スクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている 3. 特定個人情報の使用 <選択肢> 目的を超えた紐付け、事務 1) 特に力を入れている Γ 十分である 1 に必要のない情報との紐付け 2) 十分である が行われるリスクへの対策は 3)課題が残されている 十分か く選択肢> 権限のない者(元職員、アク 1) 特に力を入れている 十分である ] [ セス権限のない職員等)に 2) 十分である よって不正に使用されるリス 3)課題が残されている クへの対策は十分か 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ]委託しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 委託先における不正な使用 十分である ] [ 等のリスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 不正な提供・移転が行われ ] るリスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ]接続しない(入手) [ 〇 ]接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 目的外の入手が行われるリ 十分である ] スクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>

]

1) 特に力を入れている

3) 課題が残されている

2) 十分である

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業		[ ]人 <sup>[</sup>	手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	1	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	バー登録の際には、本人からの住所を含む3情報による照会を て給付課長の最終確認を経るこるリスクに対し、例えば次のよう ・人為的ミスを防止する対策を する。 ・マイナンバー入りの書類を郵 報が含まれていないかなど、ダ ・特定個人情報を含む書類は、 ・廃棄書類に特定個人情報が	ウマイナンバー取得の 行うことを厳守している。また、人 な対策を講じている。 盛り込んだ事務処理 送等する際は、宛先に ブルチェックを行う。 、施錠できる書棚等に 含まれていないか、ダ				
9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	きえられる対策	[ 0 ]全』	項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えら れる対策	3) 権限のない者によって7 4) 委託先における不正な6) 不正な提供・移転が行れ 6) 情報提供ネットワークシ	事務に必要のない情報 不正に使用されるリスク 使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策 システムを通じて目的タ システムを通じて不正な ・・滅失・毀損リスクへの	け策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) トの入手が行われるリスクへの対策 に提供が行われるリスクへの対策			
当該対策は十分か【再掲】	[	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠						

#### 変更箇所

変更箇	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 評価対象の事務の 対象人数は何人か	10万人以上30万人未满	1万人以上10万人未满	事前	
平成29年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人 情報ファイルの取扱いに関す る問合せ 連絡先	子ども青少年部 子育て給付課	子ども青少年部 子育て給付課 庶務・医療費 給付担当	事後	
平成29年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数(いつの時点の計数 か)	平成28年9月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	
平成29年9月1日	IIしきい値判断項目 2.取 扱者数(いつの時点の計数 か)	平成28年9月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	
平成31年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数(いつの時点の計数 か)	平成29年9月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年2月1日	IIしきい値判断項目 2.取 扱者数(いつの時点の計数 か)	平成29年9月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 5.評価実施 機関における担当部署 ②所 属長の役職名	山縣 章宏	子育て給付課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月1日	Ⅳ リスク対策	1	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月1日	I 関連情報 4.情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第15号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正に伴う記載の変 更のため、重要な事項に該当 しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 2. 特定個人 情報ファイル名	小児医療費助成ファイル	小児医療費助成情報ファイル	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人 情報の開示・訂正・利用停止 請求	0466-25-1111(内)2661	0466-50-3567	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人 情報ファイルの取扱いに関す る問合せ	0466-25-1111(内)3831	0466-50-3580	事後	
令和2年3月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 評価対象の事務の 対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未满	事前	見直しを行った結果、しきい 値判断結果の変更があり、新 たに重点項目評価を実施
令和2年3月13日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数(いつの時点の計数 か)	2019/2/1	2020/1/1	事後	重点項目評価の実施に合わ せて再実施するもの
令和2年3月13日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数(いつの時点の計数 か)	2019/2/1	2020/1/1	事後	重点項目評価の実施に合わ せて再実施するもの
令和2年3月13日	Ⅲしきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義 務付けられる	事後	
令和3年3月12日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数(いつの時点の計数 か)	2020/1/1	2021/1/1	事後	
令和3年3月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数(いつの時点の計数 か)	2020/1/1	2021/1/1	事後	
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	番号法第19条の改正に伴う 変更
令和4年12月16日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数(いつの時点の計数 か)	2021/1/1	2022/1/1	事後	
令和4年12月16日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数(いつの時点の計数 か)	2021/1/1	2022/1/1	事後	
令和5年12月15日	I 関連情報 1、特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	右記の記述を追加	小児医療費助成事業実施要綱(神奈川県)	事後	条例改正による審査に関する 根拠の追加
令和6年12月19日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数(いつの時点の計数 か)	2022/1/1	2024/1/1	事後	再実施に伴う変更
令和6年12月19日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数(いつの時点の計数 か)	2022/1/1	2024/1/1	事後	再実施に伴う変更
令和6年12月19日	Ⅳ リスク対策		項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和7年7月18日	II しきい値判断項目 1.対象者人数(いつの時点 の計数か)	2024/1/1	2025/6/5	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の 計数か)	2024/1/1	2025/6/5	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月14日	I 関連情報 1、特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	右記の記述を追加	(5) Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・(長院、マイナンインの大会で表現の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端まで用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの
令和7年10月14日	I 関連情報 1、特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	右記の記述を追加	•Public Medical Hub(PMH)	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの
令和7年10月14日	I 関連情報 3、個人番号 の利用 法令上の根拠	右記の記述を追加	第19条6号	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの
令和7年10月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象者人数(いつの時点 の計数か)	2025/6/5	2025/9/1	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の 計数か)	2025/6/5	2025/9/1	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの
令和7年10月14日	IV リスク対策 4. 特定個人 情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[ ]委託しない	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの
令和7年10月14日	IV リスク対策 4. 特定個人 情報ファイルの取扱いの委託	-	2)十分である	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの